

令和5年度（2023年度）潜在的介護職員等活用推進事業実施要綱

1 事業の目的

道内の介護人材を安定的に確保するため、介護に関する資格を有していながら就業していない潜在的有資格者等を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業及び「職業安定法」（昭和22年法律第141号）に規定する職業紹介事業の許可を有する者（以下「人材派遣会社」という。）が有期雇用契約労働者（以下「雇用契約者」という。）として雇用し、介護事業所等へ紹介予定派遣することにより、当該雇用契約者が、実際の就業を通じて就職先としての職場を見極める機会を提供することで、派遣期間終了後における派遣先での直接雇用に繋げる。

2 実施主体

北海道

3 事業の委託

道が適当と認めた人材派遣会社に委託して実施する。

4 委託期間

（委託契約締結日）から令和6年（2024年）3月31日まで

5 雇用対象者

- （1）介護分野で就業を希望する者で、介護に関する資格を有していながら就業していない潜在的有資格者等とする。
- （2）雇用対象者が未就業者であることの確認については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提出を求める等の方法により行うものとする。

6 雇用対象者の募集等

- （1）雇用対象者の募集にあたっては、必ず公共職業安定所への求人申込により行うものとし、併せて人材派遣会社が直接募集を行うことも可能とする。
- （2）人材派遣会社は、選考の結果、雇用契約者として採用することと決定した者を紹介予定派遣登録者として登録するものとする。

7 雇用対象者の雇用条件等

(1) 雇用対象者の雇用条件等は、次のとおりとする。

区 分	条 件		
雇用期間	連続3ヶ月以内 (雇用期間が3ヶ月以内であっても、雇用終了後の再雇用は認めない。)		
勤務時間/日	派遣先の日勤の勤務時間に合わせて決定(原則8時間)		
勤務日数/週	派遣先の勤務体制に合わせて決定		
給 与 (月払い)	介護に関する 資格を有する者等	介護福祉士・介護員養成研修修了者(介護職員基礎研修課程、訪問介護員1級課程及び2級課程)、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、1年以上の介護職員経験を有する無資格者、その他知事が適当と認める者	9, 8 2 4 円 (1日あたりの支給額)
	上記以外の者	上記以外の者	8, 3 5 2 円 (1日あたりの支給額)
通勤手当	あり		
社会保険等	雇用保険、労災保険、健康保険(40歳以上は介護保険)、厚生年金保険、児童手当拠出金		

8 職員の派遣に係る手続等

(1) 本事業により、介護職員の派遣を希望する法人(以下「法人」という。)は、派遣先を記載した「潜在的介護職員等活用推進事業職員派遣申請書」(第1号様式)を人材派遣会社に提出するものとする。

(2) 人材派遣会社は、提出された申請書の内容について審査を行い、適切と認められる場合は当該派遣先に対して電話又は個別訪問等を行い、派遣先と登録者双方の住所地や意向等を勘案して、要請に対し適切と考えられる登録者及び派遣先を選定し、紹介予定派遣であることの同意を得て、それぞれに紹介する。

(3) 派遣先と登録者の間で合意が得られた場合は、人材派遣会社は派遣を決定し、「潜在的介護職員等活用推進事業職員派遣決定通知書」(第2号様式)により当該法人に通知する。

(4) 人材派遣会社は、派遣が決定した場合において、派遣先との間で労働者派遣契約(紹介予定派遣契約)、派遣が決定した登録者との間で雇用契約をそれぞれ締結し、雇用契約者を派遣先へ派遣する。

(5) 人材派遣会社は、雇用契約者の派遣終了後、原則として2週間以内に派遣先から「潜在的介護

職員等活用推進事業派遣受入実績報告書」(第3号様式)に必要書類を添付して提出させるものとする。

9 その他

- (1) 人材派遣会社は、本事業に関する採用関係書類や、帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、委託事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (2) 人材派遣会社及び派遣先は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。
- (3) 人材派遣会社及び派遣先は、雇用契約者が雇用(派遣)期間終了後においても派遣先で雇用されるよう配慮するものとする。
- (4) 人材派遣会社は、道が実施する事業効果等の検証をするための雇用者に対するアンケート調査等の実施に協力するものとする。
- (6) この要綱に定めのない事項については、委託業務処理要領によるほか、人材派遣会社と道が必要に応じて協議するものとする。